

佐賀県児童福祉施設条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成二十二年九月二十九日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第三十号

佐賀県児童福祉施設条例の一部を改正する等の条例

(佐賀県児童福祉施設条例の一部改正)

第一条 佐賀県児童福祉施設条例(昭和三十三年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表のみどり園の項及び聖華園の項を削る。

第三条を削る。

第四条中「この条例に定めるもののほか、この条例の施行」を「前条に規定する児童福祉施設の管理」に、「規則で」を「知事が別に」に改め、同条を第三条とする。

(佐賀婦人寮設置条例及び佐賀県立希望の家条例の廃止)

第二条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 佐賀婦人寮設置条例(昭和三十二年佐賀県条例第三十一号)
- 二 佐賀県立希望の家条例(昭和四十八年佐賀県条例第七号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例の一部改正)

2 佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例(平成十九年佐賀県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「次に掲げる施設」を「佐賀県立佐賀コロナ条例(昭和四十五年佐賀県条例第六十九号)第一条の規定により設置されている佐賀県立佐賀コロナ」に改め、同条各号を削る。

第一条（佐賀県児童福祉施設条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前																		
<p>(名称、種類及び位置)</p> <p>第二条 児童福祉施設の名称、種類及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">虹の松原学園</td> <td style="text-align: center;">児童自立支援施設</td> <td style="text-align: center;">唐津市</td> </tr> </table>	名 称	種 類	位 置	虹の松原学園	児童自立支援施設	唐津市	<p>(名称、種類及び位置)</p> <p>第二条 児童福祉施設の名称、種類及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">みどり園</td> <td style="text-align: center;">乳児院</td> <td style="text-align: center;">佐賀市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">聖華園</td> <td style="text-align: center;">児童養護施設</td> <td style="text-align: center;">佐賀市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">虹の松原学園</td> <td style="text-align: center;">児童自立支援施設</td> <td style="text-align: center;">唐津市</td> </tr> </table> <p>(指定管理者)</p> <p>第三条 知事は、聖華園の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 聖華園の施設の利用に関する業務 二 聖華園の施設の維持及び管理に関する業務 <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続は、規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	名 称	種 類	位 置	みどり園	乳児院	佐賀市	聖華園	児童養護施設	佐賀市	虹の松原学園	児童自立支援施設	唐津市
名 称	種 類	位 置																	
虹の松原学園	児童自立支援施設	唐津市																	
名 称	種 類	位 置																	
みどり園	乳児院	佐賀市																	
聖華園	児童養護施設	佐賀市																	
虹の松原学園	児童自立支援施設	唐津市																	
<p>(補則)</p> <p>第三条 前条に規定する児童福祉施設の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、県立福祉施設とは、次に掲げる施設をいう。</p>																		

附則第二項（佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、県立福祉施設とは、佐賀県立佐賀コロニー条例（昭和四十五年佐賀県条例第六十九号）第一条の</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、県立福祉施設とは、次に掲げる施設をいう。</p>

改正後	改正前
<p>規定により設置されている佐賀県立佐賀コロニーをいう。</p>	<p>一 佐賀婦人寮設置条例（昭和三十二年佐賀県条例第三十一号）第一条の規定により設置されている佐賀婦人寮</p> <p>二 佐賀県児童福祉施設条例（昭和三十三年佐賀県条例第十七号）第一条の規定により設置されているみどり園及び聖華園</p> <p>三 佐賀県立佐賀コロニー条例（昭和四十五年佐賀県条例第六十九号）第一条の規定により設置されている佐賀県立佐賀コロニー</p> <p>四 佐賀県立希望の家条例（昭和四十八年佐賀県条例第七号）第一条の規定により設置されている佐賀県立希望の家</p>